平成２１年（フ）第２０１６号
京都市山科区大宅五反畑町35番地
債務者　波利　久也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２４号
京都市上京区仁和寺街道千本西入五番町167番地　梅村京子方
債務者　柳　　篤治
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７４号
京都市中京区西ノ京北壺井町99番地５
債務者　向原　義一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９９号
京都市山科区小山一石畑50番地の14
債務者　セントラルカーゴ商会こと　前田　育宏
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０４号
京都府八幡市八幡科手３番地の１　第３新明荘Ｃ
債務者　新見マリアエレナこと　ＭＡＲＩＡ　ＥＬＥＮＡ　ＰＡＴＩＮＨＯ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４５号
京都市伏見区向島津田町２番地２　セブンマンション３Ｆ305号室
債務者　岸本　陽一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４６号
京都市伏見区向島津田町２番地２　セブンマンション３Ｆ305号室
債務者　岸本　由美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５２号
京都市右京区西院春栄町43番地１　西院春栄ハイツ
債務者　山野　　広
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５３号
京都市右京区西院春栄町43番地１　西院春栄ハイツ
債務者　山野　博子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０１号
京都市右京区嵯峨野秋街道町16番地33
債務者　近藤小百合
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番18―302号
債務者　辻　みゆき
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３１号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番30―502号
債務者　八木　菅子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１６３号
兵庫県西宮市今津巽町３番20号
債務者　松尾　由美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目20番２号ハイツオータム201号
債務者　木島　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４号
兵庫県丹波市柏原町柏原989番地３　市営住宅柏原新町団地302号
債務者　堀　　雅之
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第９３１号
兵庫県姫路市鍵町35番地
債務者　畑　　森雄
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９３２号
兵庫県姫路市鍵町35番地
債務者　畑　　和子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部